

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

令和8年4月1日  
あわじ島農業協同組合

当組合では、豊かで活力ある職場環境の実現と、女性が職業生活において能力を十分に発揮できる環境を整備するために、次の行動計画を策定する。

### ◆ 1. 計画期間

令和8年4月1日 ~ 令和13年3月31日までの5年間

### ◆ 2. 目 標

①管理職（課長級以上）に占める女性割合を20%以上にする。

《取り組み内容》

令和8年5月

管理職登用基準資格の取得および資格研修受講を勧奨する。

令和9年1月

全職員意向調査の実施により女性管理職（キャリア）に対する意向を把握し、必要に応じて上位資格試験の受験を勧奨する。

②年次有給休暇の平均取得率を75%以上にする

《取り組み内容》

令和8年8月

夏期休暇取得に際し有給休暇取得の勧奨を行う。

令和8年10月

所属別の有給休暇取得状況を共有し、計画的取得の勧奨を行う。

令和9年1月

冬期休暇取得に際し有給休暇取得の勧奨を行う。

【女性の活躍に関する情報公開】（令和8年4月1日現在）

① 男女間賃金差異

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全職員	77.1%
正職員	84.5%
パート・有期職員	90.6%

※対象期間：令和7年度（令和7年4月～令和8年3月）

対象者：休職者除く

正職員：期間の定めなくフルタイム勤務する労働者

パート・有期職員：短時間労働者、有期雇用労働者  
派遣職員を除く

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、  
退職手当、通勤手当等を除く

② 女性管理職比率：5.5%

③ 係長級にある者に占める女性労働者の割合：17.2%

④ 男女別の育児休業取得率

雇用管理区分	男性	女性
正職員	20.0%	150.0%
契約職員	—	—
パートタイム労働者	—	100.0%

※対象期間：令和7年度（令和7年4月～令和8年3月）

正職員：期間の定めなくフルタイム勤務する労働者

契約職員：有期雇用労働者

パートタイム労働者：短時間労働者  
派遣職員を除く

※計算は育児休業等の取得割合で計算しています。

※当該数値は育児介護休業法に基づく公表を兼ねています。